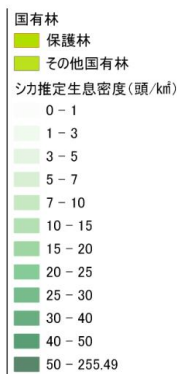
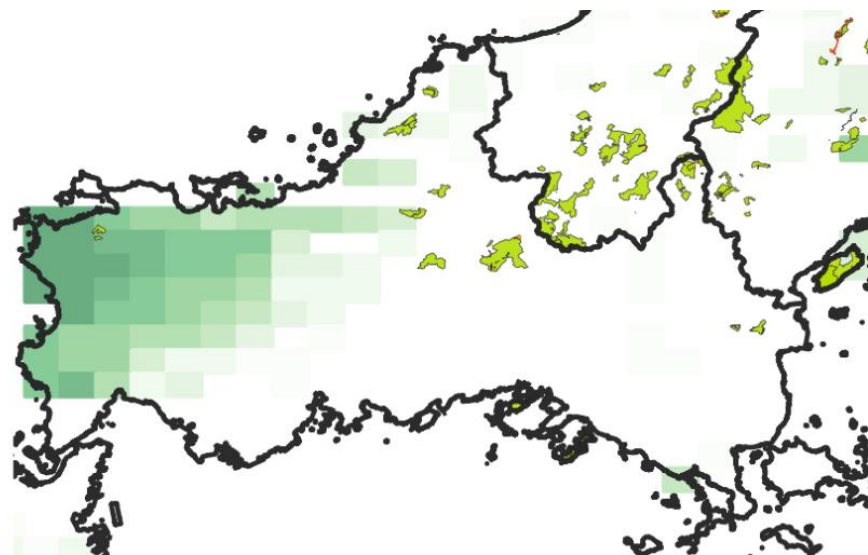


シカ密度分布図



■ 職員実行 ■ 委託事業
■ わな貸出 ■ その他

出典
二ホンジカ密度分布図(環境省、2015)をもとに近畿中国森林管理局作成
環境省HP:「改正鳥獣法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に向けた全国の二ホンジカの密度分布図の作成について(お知らせ)」
URL: <http://www.env.go.jp/press/101522.html>

山口森林管理事務所

管内の状況(R6年6月時点)

・管内の状況(推計生息数、生息密度、被害状況、捕獲状況等)

県内の推定生息頭数は増加傾向であるが、令和2年度は中央値で初めて減少し、約26,068頭となっている。

・被害状況

山口県北西部(下関市、長門市、美祢市)を中心に被害が拡大している。

近年、周南市のシカのDNAを調べると、広島県からのシカと確認されたこともあり、県東部から西部地域への被害が広がっている。生息域となっている北西部においても、国有林の被害はほとんどない状況。

・取組状況

協定については、R3年度下関市と捕獲協定締結に向け取組を行ったが、有害対策協議会の理解が得られず、締結までには至らなかった。

R4年度については、長門市及び美祢市に協定締結に向け話を進めたが、締結まで至っていない。

長門市は、R5.3月に有害鳥獣対策協議会にオブザーバーとして参画。シカ捕獲協定については、猟友会の高齢化等を理由に締結には至らなかった。

美祢市有害対策協議会とのシカ捕獲協定については、R4年度事前調整を進め、猟友会の理解も得られたことから、R5.6月の有害対策協議会において、協定について了承され、7月21日美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会と美祢猟友会・美秋猟友会と2協定締結を締結した。R6.5月の下関市鳥獣被害防止対策協議会の総会において、協定締結の了承がされたことから、本年6月17日下関市獣害被害防止対策協議会長と豊北地区猟友会長と協定を締結した。

・成果

R5年度美祢市有害対策協議会とのシカ捕獲協定を7月21日に締結。昨年度7月～3月までに557頭捕獲の実績あり。(小林式誘引捕獲を実施している)

令和6年度については、下関市豊北町地域においてシカ捕獲協定を締結す予定。5月の対策協議会において、承認されたことから、6月に協定締結予定。

美祢市とシカ捕獲協定締結されたことにより、長門市も担当課長が興味を示していることから捕獲協定に向け調整を進める予定である。

R4.4月から長門市において、くくり罠解禁に伴い、箱わな周辺においてくくり罠によるシカの捕獲頭数が増加したとのことである。

・課題

地域と連携して鳥獣害対策に取り組むため、R4年4月から下関市、長門市において、くくりわなが解禁されたことから、関係市町への小林式誘引捕獲の普及に努める。下関市については、猟銃による捕獲が中心で罠による捕獲は、猟犬がかかる可能性があるため、ほとんどされていなかったが、解禁後くくり罠による捕獲が増えてきている状況である。

協定

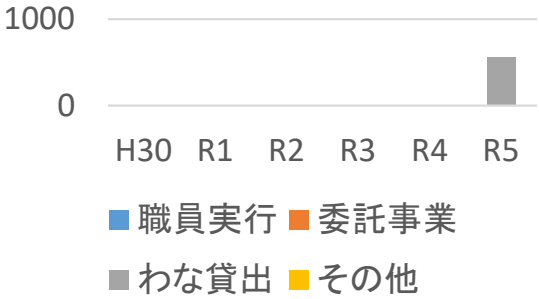
協定相手方	締結時期	開始年度	協定期間	更新の有無	更新期間	協定の主な内容	捕獲実績
美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会	R5.7.21	R5	R5.7.21～ R6..3.31	有	R10.3.31まで	くくり罠による捕獲実施	R5(557頭)

協議会

参画協議会等の名称	主な構成機関	協議会等の主催者(中心)
美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会	美祢市、美祢猟友会、美秋猟友会、鳥獣保護管理員(美祢地区、美東地区、秋芳地区)、農業共済組合美祢支所、美祢農業共同組合、カルスト森林組合、美祢市農業委員会、美祢農林事務所、美祢警察署	美祢市
下関市鳥獣被害防止対策協議会	下関市、JA山口県下関外6、山口県農業共済組合、山口県西部森林組合、山口県西部猟友会、下関市連合自治会下関外8、山口県農業士協会下関市支部、豊北地区猿被害対策協議会、梅光学院大学、下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設、山口県下関農林事務所、山口森林管理事務所	下関市
山口市有害鳥獣捕獲対策協議会	山口市、山口県農業協同組合山口統括本部、山口県農業共済組合、樫野川・佐波川・阿武川漁業協同組合、山口県中央森林組合、山口県山口猟友会、山口県吉南猟友会、小郡・秋穂・阿知須有害鳥獣捕獲隊、山口県徳地・阿東猟友会、吉山有害鳥獣駆除協会、鳥獣保護員、山口・山口南警察署、山口市農業委員会、山口県山口農林水産事務所、山口森林管理事務所	山口市
長門市有害鳥獣被害防止対策協議会	長門市、猟友会会長、猟友会副会長、猟友会隊長、猟友会事務局、農業協同組合理事、農業共済組合理事、森林組合理事、漁業協同組合理事、農業委員会委員、鳥獣保護員、狩猟監視員、警察署長、経済観光部長、学識経験者、依山猪鹿工房 想 代表者(ジビエ利活用者)	長門市

捕獲頭数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員実行								
委託事業								
わな貸出								557
その他								
計(イノシシ)	-	-	-	-	-	-	-	



委託事業

		R2	R3	R4	R5
-	目標(捕獲頭数)	-	-	-	-

協定

捕獲頭数	R1	R2	R3	R4	R5
-	-	-	-	-	557

その他

・協議会参加自治体のうち、
R4年度 下関市は担当課の理解を得られず、長門市は地元猟友会の理解を得られず。山口市は被害がない状況。
R5年度 美祢市とR5.7.21協定締結。
R6年度 下関市とR6.6.17協定締結

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

② 生息状況及び捕獲状況

(ア) 生息状況

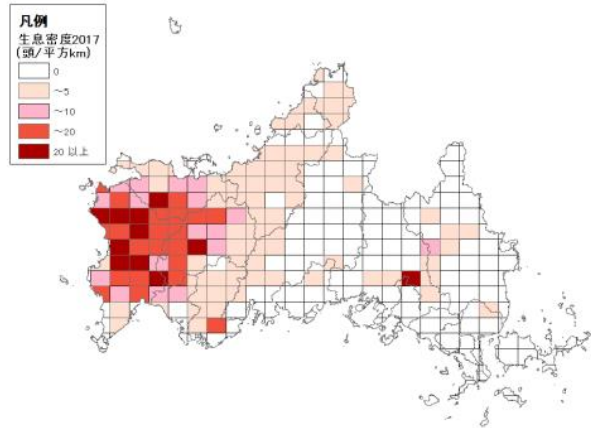
本県では、平成25(2013)年度から出猟カレンダー調査(※1)を行っており、出猟者から得られた目撃情報と捕獲実績等を活用し、シカの分布を推計している(図1)。

主な生息域は、県北西部一帯の3市(下関市、長門市、美祢市)にまたがっているが、その周辺の市町のほか県内各地で生息が確認され、近年、拡大する傾向にある。

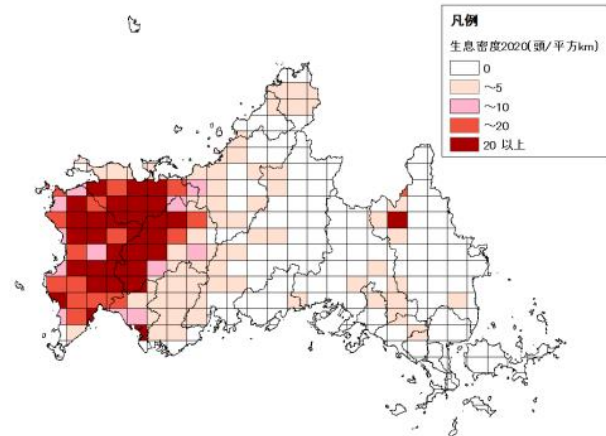
※1 出猟カレンダー調査:出猟者から狩猟期間における出猟状況やシカの目撃情報等を収集

図1 メッシュ毎の生息密度(推定)

平成29(2017)年度



令和2(2020)年度



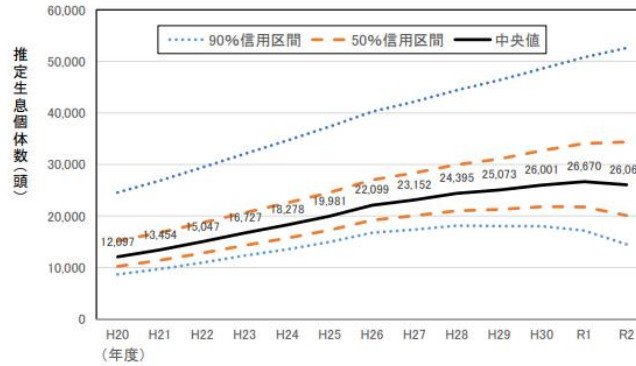
③ 個体数推定及び将来予測

(ア) 個体数推定

本県において収集されている密度指標となるデータ(捕獲頭数、目撃効率、糞塊密度、ライトセンサス等)を用いて、平成20(2008)年度から令和2(2020)年度まで各年度末における個体数の推定を行った。なお、令和2(2020)年度の捕獲頭数においては、速報値(8,281頭)を用いた。

この結果によると、生息頭数について、平成20(2008)年度から令和元(2019)年度までは単純増加にあるが、令和元(2019)年度は17,201頭~50,772頭(中央値26,670)、令和2(2020)年度は14,524頭~52,602頭(中央値26,068)となり、令和2(2020)年度は中央値で初めて減少を示し、シカの増加に歯止めがかかった状況と推察される(図5)。

図5 シカの推定生息個体数



(ウ) 捕獲状況

狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲数は年々増加し、平成27(2015)年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、令和2(2020)年度には過去最高の8,255頭が捕獲された。

狩猟については、捕獲実績がほとんどない期間が長く続いたが、狩猟期間の延長や1日当たりの捕獲頭数制限の解除等の規制緩和により、捕獲頭数が増加傾向となっている。なお、平成27(2015)年度以降は、狩猟期間に指定管理鳥獣捕獲等事業を実施したため、狩猟による捕獲実績が減少したが、令和元(2019)年度以降は1,000頭を超えている(図4、表4、資料1)。

図4 シカ捕獲頭数の推移

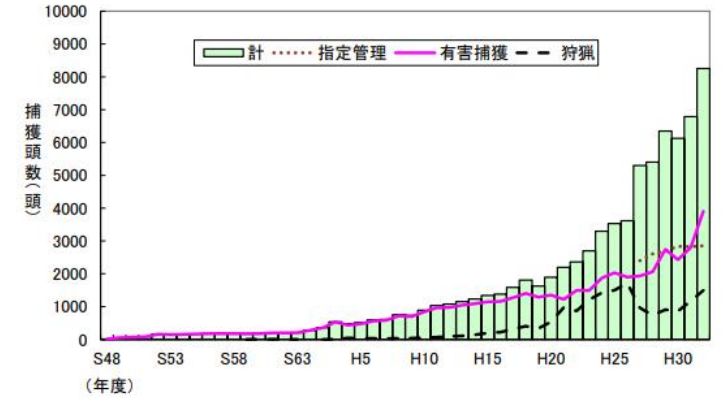


表4 近年のシカ捕獲頭数の推移

(単位: 頭)

区分 \ 年度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
狩猟	1,501	1,718	962	735	906	860	1,170	1,494
うち県事業 による捕獲	940	940	-	-	-	-	-	-
有害捕獲	2,032	1,898	1,937	2,062	2,743	2,431	2,794	3,907
指定管理鳥獣 捕獲等事業	-	-	2,400	2,606	2,699	2,838	2,824	2,854
計	3,533	3,616	5,299	5,403	6,348	6,129	6,788	8,255

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

1 背景及び目的

本県におけるニホンジカの推定生息個体数は、狩猟の促進や有害鳥獣捕獲の強化に加え、平成 27 年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）により、捕獲強化を図っているところであるが、依然として高い傾向にある。昨年度は、年間捕獲頭数としては過去最高の 8,281 頭を捕獲し、推定生息個体数は減少に転じ、令和 2 年度末での推定生息個体数は、14,524 頭～52,602 頭（中央値：26,068 頭）となった。

農林業、生活環境及び生態系に係る被害は、生息密度が高い県西部地域を中心に、依然として深刻な状況にあり、令和 2 年度のニホンジカによる農林業被害額は 9 千万円と高止まりで推移している。

なお、令和 3 年度は狩猟、有害鳥獣捕獲及び捕獲等事業により、年間 6,700 頭の捕獲を目標としているところであるが、農林業被害の減少・個体数増加の抑制のために、目標以上の頭数を捕獲する必要がある。

また、効果的な捕獲を行うために、主な生息域である県西部地域を中心として捕獲等事業を実施するとともに、銃猟での捕獲が困難である、農地やその周辺部での捕獲頭数を増加するため、市町と連携した「わな」捕獲促進事業により、捕獲の強化を図り辺縁部への生息域の拡大・拡散を防止する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

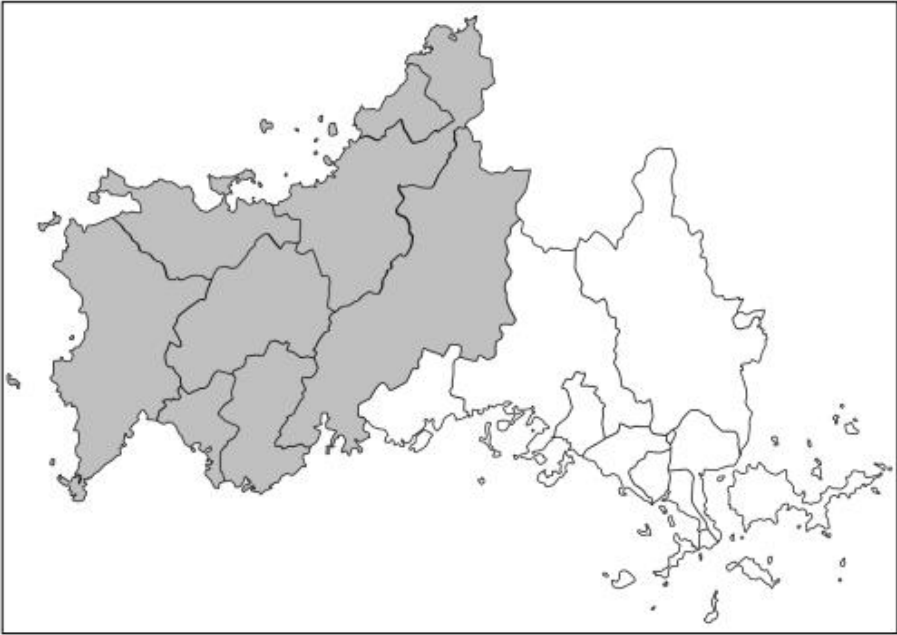
3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県西部地域等	令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 (うち、捕獲作業を行う期間は別に定める。)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町名	選定理由	他法令等
県西部地域等 (指定管理鳥獣捕獲等事業)	下関市、長門市、美祢市	生息密度が高い地域であり、集中的に捕獲する必要がある。	国立公園等、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域
	宇部市、山口市、萩市、山陽小野田市、阿武町	生息域が拡大している地域であり、比較的低密度であるが、被害を未然に防止する必要がある。	

指定管理鳥獣捕獲等事業 実施区域（山口県）



MEMO

- ・事業実施区域に国有林も含まれているが、国有林内での捕獲はR5年度までは実施していない。R6年度シカ捕獲協定が締結され、捕獲が実施される。
- ・有害捕獲についても国有林への入林はないが今後は入林される可能性がある状況。

